

# 新宿区行政不服審査会運営要綱

## 目次

### 第1章 総則（第1条—第3条）

### 第2章 調査審議等の手続

#### 第1節 諮問等（第4条—第5条）

#### 第2節 調査審議（第6条—第11条）

### 第3章 補則（第12条—第13条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、新宿区行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

##### （会議の招集等）

第2条 会長は、審査会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日及び議案を委員及び新宿区行政不服審査会条例（平成27年新宿区条例第50号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定による委嘱を受けた専門委員（以下「専門委員」という。）に通知しなければならない。

##### （除斥の手続）

第3条 審査請求に係る事件を調査審議する委員又は専門委員は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者でなければならない。

- (1) 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- (2) 審査請求人又は参加人
- (3) 審査請求人又は参加人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
- (4) 審査請求人又は参加人の代理人
- (5) 前2号に掲げる者であった者
- (6) 審査請求人又は参加人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- (7) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第13条第1項に規定する利害関係人（参加人を除く。）

2 会長は、専門委員が前項各号のいずれかに該当すると認める場合には、その旨を区長に報告するものとする。

### 第2章 調査審議等の手続

#### 第1節 諮問等

##### （諮問の方法）

第4条 法第43条第1項の規定による諮問及び条例第2条第2項の規定による諮問は、次の各号に掲げる事件の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

- (1) 処分についての審査請求に係る事件 処分についての審査請求に係る諮問書（第1号様式）
- (2) 不作為についての審査請求に係る事件 不作為についての審査請求に係る諮問書（第2号様式）

##### （諮問書の添付資料）

第5条 前条各号に係る諮問書には、法第43条第2項の規定により審理員意見書及び事件記録の写しを添付するほか、次に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 事件記録の写しにつき条例第14条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての審査庁の意見をあらかじめ記載した書面（当該事件記録の写しに含まれる提出書類等に係る法第38条第1項の規定による閲覧若しくは交付の求めに関する書類又は当該提出書類等の閲覧若しくは交付の求めについて提出人がその意見を記載した書類がある場合には、当該記載書類を含む。）
- (2) 諮問説明書（裁決（法第46条第2項各号、第47条各号又は第49条第3項各号に規定する措置を含む。）についての審査庁の考え方及びその理由を記載した書面をいう。）
- (3) 審査請求人が総代若しくは代理人を選任している場合、参加人がいる場合又は参加人が代理人を選任している場合には、当該選任又は参加を示す書面の写し

#### 第2節 調査審議

##### （審査会の開催前の調査等）

第6条 会長は、審査会における調査審議の効率的な遂行のため、必要があると認めるときは、審査会の会議

の開催に先立ち、次に掲げる調査等を行うことができる。

- (1) 審査庁に対し、諮問説明書の補充若しくは資料の提出を求め、又は口頭での説明を求め、その説明を聴取すること。
- (2) 審査関係人に対し、条例第11条第1項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の申立てを行う意思の有無を確認すること。

（主張書面等の提出の求め）

第7条 審査会は、条例第10条の規定により審査関係人に対し主張書面等の提出を求める旨の決定をしたときは、主張書面等の提出の求めに係る書面（第3号様式）により、当該審査関係人にその旨を通知する。

- 2 前項の通知を行う場合には、当該主張書面等に係る条例第14条第1項の規定による他の審査関係人からの閲覧又は交付の求めがあった場合の当該閲覧又は交付についての意見を、あらかじめ主張書面等の提出の求めに係る書面（別紙）により確認するものとする。

（口頭での説明の求め）

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭での説明を求め、その説明を聴取する。

- 2 前項の説明を求める場合には、口頭説明の求めに係る書面（第4号様式）により、当該審査関係人にその旨を通知する。

（口頭意見陳述）

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、審査関係人に対し、口頭意見陳述を行う意思の確認書（第5号様式）により、口頭意見陳述を行う意思の有無を確認する。

- 2 口頭意見陳述の申立て（補佐人の同伴の許可に係る申立てを含む。次項において同じ。）は、口頭意見陳述申立書（第6号様式）により行うものとする。
- 3 審査会は、口頭意見陳述の申立てがされた場合には、当該口頭意見陳述を行うか否か（補佐人の同伴の許可を行うか否かを含む。）を決定し、口頭意見陳述を実施する旨の通知書（第7号様式）又は口頭意見陳述を実施しない旨の通知書（第8号様式）により、当該申立てを行った審査関係人に通知する。

（主張書面等の閲覧又は交付）

第10条 条例第14条第1項の規定による閲覧又は交付の求めは、主張書面等閲覧等請求書（第9号様式）により行うものとする。

- 2 審査会は、審査関係人から前項の規定により主張書面等閲覧等請求書が提出された場合には、当該求めに係る主張書面等に係る閲覧又は交付についての意見を既に聴取している場合を除き、主張書面等の閲覧等についての意見照会書（第10号様式）により、当該主張書面等の提出人に、当該閲覧又は交付についての意見を聴取する。
- 3 審査会は、第1項の求めに係る主張書面等について、その提出人の当該閲覧又は交付についての意見も踏まえて、閲覧をさせ、又は交付をするか否かを決定し、主張書面等の閲覧等を実施する旨の通知書（第11号様式）又は主張書面等の閲覧等を実施しない旨の通知書（第12号様式）により、当該求めを行った審査関係人に通知する。

（調査審議の手續の併合又は分離）

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項の規定による調査審議の手續の併合又は分離の通知は、調査審議手續の併合の通知書（第13号様式）又は調査審議手續の分離の通知書（第14号様式）により行う。

### 第3章 補則

（審査会等の非公開）

第12条 審査会及び条例第13条の規定による手續は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。